

業務委託契約書（準委任型）

民法第656条準拠 / 善管注意義務型 / 成果物の完成義務なし

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する事務処理業務（準委任業務）に関し、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。本契約は、民法第656条以下の準委任に関する規定に従うものとし、乙は善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負うが、特定の成果物の完成義務を負わないことを確認する。

第1条（目的）

発注者（以下「甲」という。）は、受注者（以下「乙」という。）に対し、
に関する業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（本業務の範囲）

本業務の具体的範囲、内容、納期、納品形式その他必要な事項は、別紙仕様書又は甲乙間で別途合意する個別契約書（以下「個別契約」という。）に定めるものとする。

第3条（契約期間）

本契約の有効期間は、
年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも書面による別段の意思表示がないときは、本契約は同一条件で更に1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条（委託料）

本業務の委託料は、月額金
円（税別）とする。
支払方法は銀行振込とし、乙は毎月末日締めで請求書を甲に発行する。甲は、請求書受領後翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第5条（実費・諸経費）

本業務遂行上必要な交通費、宿泊費、通信費その他の実費は、事前に甲が書面で承認したものに限り、甲が別途負担する。乙は領収書等を添付のうえ請求するものとする。

第6条（再委託）

乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。甲が再委託を承諾した場合であっても、乙は再委託先の行為につき、自ら本契約上の義務を履行したものと同等の責任を負う。

第7条（善管注意義務）

乙は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行しなければならない。

第8条（業務遂行体制）

乙は、本業務遂行のために必要かつ十分な人員及び設備を確保し、甲の要請があるときは業務遂行体制を書面で報告する。

第9条（責任者の選任）

甲及び乙は、本契約の円滑な履行のため、それぞれ業務責任者を選任し、相手方に通知する。責任者は本業務に関する連絡・調整・報告等を行う。

第10条（報告義務）

乙は、本業務の進捗状況、問題点、リスク等を毎月1回以上甲に書面又は甲の指定する方法で報告する。甲は乙に対し、必要に応じ随時報告を求めることができる。

第11条（指示・協議）

甲は、本業務の遂行に関し必要な指示を乙に対し書面で行うことができる。乙は、本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに甲と協議し、解決にあたる。

第12条（善管・法令遵守）

乙は、本業務の遂行にあたり、関連法令、ガイドライン、業界慣行を遵守し、甲の信用又は名誉を毀損する行為をしてはならない。

第13条（秘密保持）

甲及び乙は、本業務に関連して相手方より知り得た技術上、営業上、個人情報その他一切の秘密情報を、本契約期間中はもとより、本契約終了後も5年間、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に開示、漏洩、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

前項の規定は、(1)既に公知であった情報、(2)取得時点で既に保有していた情報、(3)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得した情報、(4)法令又は裁判所等の命令により開示を要求された情報、には適用しない。

第14条（個人情報の保護）

乙は、本業務の遂行に伴い個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び甲の定める個人情報取扱規程を遵守し、甲の指示する安全管理措置を講じる。個人情報の漏洩、滅失、毀損が発生した場合は、直ちに甲に通知し、原因究明、再発防止及び被害拡大防止のため必要な措置を講じる。

第15条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、相手方に対し、自己及びその役員、従業員、関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、並びに反社会的勢力と一切の関係を有しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを保証する。

相手方が前項に違反したことが判明した場合、甲又は乙は、何らの催告を要せず、本契約を即時解除することができる。この場合、解除した者は、相手方に生じた損害について一切の責任を負わない。

第16条（権利の帰属）

本業務の遂行により創作又は作成された成果物（プログラム、デザイン、文書、データ、ノウハウ等を含む。以下同じ。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の知的財産権は、委託料の完済をもって乙から甲に移転する。

乙は、本成果物につき著作者人格権を行使しないものとし、甲が本成果物を自由に改変、複製、頒布、公衆送信その他の利用ができることを保証する。

なお、本契約締結前から乙が保有する汎用的なツール、ライブラリ、モジュール等については乙に帰属し、甲は本業務に必要な範囲で無償・非独占的に使用する権利を有する。

第17条（第三者の知的財産権侵害）

乙は、本業務の遂行及び成果物が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。第三者から知的財産権侵害の主張又は訴訟の提起があった場合、乙は自己の費用と責任において対応し、甲を免責するものとする。

第18条（契約不適合責任）

本契約は準委任契約であり、乙は本業務の完成義務を負わない。

ただし、乙が善管注意義務に違反したことにより甲に損害が生じた場合は、第20条に従い損害賠償

の責めを負う。

甲が本業務の中間成果物又は最終報告書につき不備があると認めるときは、甲は乙に対し相当期間を定めて修正を求めることができ、乙は誠実に対応しなければならない。

第19条（危険負担）

本業務の遂行に関する責任は、成果物の引渡し又は業務完了確認までは乙が負担し、引渡し又は確認後は甲が負担する。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合は、引渡し後であっても乙の責任とする。

第20条（損害賠償）

甲又は乙が本契約の各条項に違反し、相手方に損害を与えたときは、違反した当事者は相手方に対し、その損害を賠償する。本条による損害賠償額は、当該違反事由を発生させた当事者の直近12か月における委託料総額を上限とする。ただし、故意又は重過失による損害、秘密保持義務違反、反社条項違反、知的財産権侵害については本上限を適用しない。

第21条（競業避止）

乙は、本契約期間中及び本契約終了後1年間、甲の事前の書面による承諾なくして、甲と直接競合する事業を自ら営み、又は競合事業者の役員若しくは従業員として従事してはならない。

第22条（解除）

甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したとき、何らの催告を要せず、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 本契約に違反し、相当期間を定めた催告にもかかわらず是正されないとき
- (2) 支払停止、支払不能、手形・小切手の不渡りがあったとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがあったとき
- (4) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立てがあったとき
- (5) 解散、合併、営業の重要な部分の譲渡の決議があったとき
- (6) 監督官庁から営業停止等の処分を受けたとき
- (7) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

第23条（中途解約）

甲又は乙は、本契約期間中であっても、相手方に対し3か月前までに書面で通知することにより、本契約を解約することができる。この場合、解約日までに生じた委託料は、業務遂行割合に応じて精算する。

第24条（存続条項）

本契約終了後も、第13条（秘密保持）、第14条（個人情報）、第16条（権利の帰属）、第17条（第三者侵害）、第18条（契約不適合）、第20条（損害賠償）、第21条、第25条（不可抗力）、第26条（合意管轄）は引き続き有効に存続する。

第25条（不可抗力）

天災地変、戦争、内乱、テロ、感染症の流行、法令の改廃、電力会社・通信事業者の重大な事故、その他甲乙双方の責に帰し得ない事由により本業務の遂行が困難となった場合、当事者は協議のうえ本契約の取扱いを定める。

第26条（合意管轄）

本契約に関し甲乙間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第27条（準拠法）

本契約の準拠法は日本法とする。

第28条（完全合意）

本契約は、本業務に関する甲乙間の完全なる合意を構成し、本契約締結前の口頭・書面による合意・了解事項に優先する。

第29条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議のうえ解決する。

第30条（本書二通作成）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（委任者）

住所：

商号：

代表者：

印

乙（受任者）

住所：

商号：

代表者：

印